

松江市告示第 53 号

松江市個人演説会等の施設の設備等に関する定め及び公職の候補者等の納付すべき費用の額の件（平成 18 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 2 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後							改正前							
1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めは、次のとおりとする。							1 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号) 第119条第2項の規定による施設の設備の程度その他施設(設備を含む。)の使用に関する定めは、次のとおりとする。							
営造物の名称	使用する屋室		照明	演壇	設備等	使用に関する定め	営造物の名称	使用する屋室		照明	演壇	設備等	使用に関する定め	
	種別	個数						面積(m <sup>2</sup> )	種別					個数
略							略							
松江市総合体育館	メインアリーナ	1	2,747	常設	なし	長机等	松江市総合体育館	メインアリーナ	1	2,747	常設	なし	長机等	禁煙とし、かつ土足を禁ずる
	サブアリーナ	1	1,394	〃	〃	〃		サブアリーナ	1	1,394	〃	〃	〃	〃
	会議室	3	158	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	禁煙
	多目的ホール	1	158	〃	〃	〃		〃	〃	〃	〃	〃	〃	禁煙とし、かつ土足を禁ずる
略							略							

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。